

医 療

★ わが国の医療保険制度の特徴

□ 保険医療機関や保険薬局等に対する指導・監督

□ 健康保険組合などの保険者に対する指導・監督

《参考》 保険診療（保険調剤）の仕組み、
近畿厚生局と保険医療機関等との関係

□ 受領委任制度に参加する柔道整復師やあはき師に対する指導・監督

□ 特定機能病院や臨床研究中核病院に対する立入検査

□ 医師や歯科医師の臨床研修に関する事務

□ 再生医療の提供に関する手続・相談

□ 看護師の特定行為研修の指定研修機関の指定に関する審査・指導

□ 医薬品などの輸入監視

★ わが国の医療保険制度の特徴

わが国では、同じ職場の人達や地域の住民など、ある一定の団体ごとに収入に応じた保険料を出し合い、病気やけがをしたときにできるだけ軽い負担で診療が受けられるという仕組み（医療保険制度）をとっています。

○ 国民全員を公的医療保険で保障（国民皆保険）

すべての国民が何らかの医療保険に加入

- サラリーマン、その扶養家族など 健康保険
- 公務員、その扶養家族など 共済組合
- 船舶の船員、その扶養家族など 船員保険
- 自営業者、その家族など 国民健康保険
- 75歳以上の者 後期高齢者医療制度

○ 患者が保険医療機関を自由に選択（フリーアクセス）

いつでも、誰でも、全国どこでも、保険医療機関を受診できる

○ 軽い負担で高度な医療

患者は一部負担金のみで診療を受けることが可能



**保険医療機関
・
保険薬局とは**

マイナ保険証等を提示することにより、医療保険を使った診療や調剤を行うことができる厚生労働大臣の指定を受けた医療機関や薬局のこと。



■ 保険医療機関や保険薬局に対する指導・監督

医療機関が提供する診療サービスのうち、医療保険制度の対象となる診療を保険診療といいます。

保険診療の費用は、患者が一部負担金として支払うほか、残りは医療機関からの請求に基づき、医療保険制度の運営側（保険者）が診療報酬として支払います。

ただし、全ての医師、医療機関が保険診療を行えるわけではなく、次の条件を満たしていることが必要です。

- 保険診療を行う医師（保険医）として登録されている。
- 保険診療を行う医療機関（保険医療機関）として指定されている。
- 健康保険法などの関係法令や規則など保険診療のルールを遵守して、適切な診療を行い、適正な診療報酬の請求を行う。

近畿厚生局では、この登録・指定の手続きやその後の指導・監督を行っています。

※ 薬局の場合は次のように読み替えてください。

医療機関 → 薬局

診療 → 調剤

医師 → 薬剤師

保険医 → 保険薬剤師



■ 健康保険組合などの保険者に対する指導・監督

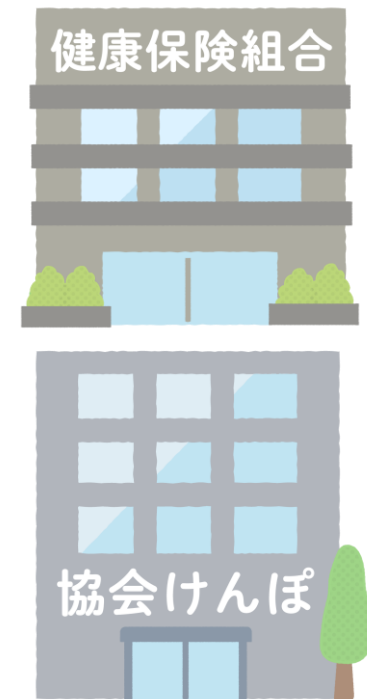
わが国の医療費は高齢化の進行などに伴い増大しているため、医療保険制度の運営側（保険者）が将来にわたって継続して適正に運営していくことも重要です。

近畿厚生局では、次の保険者に指導・監督などを行っています。

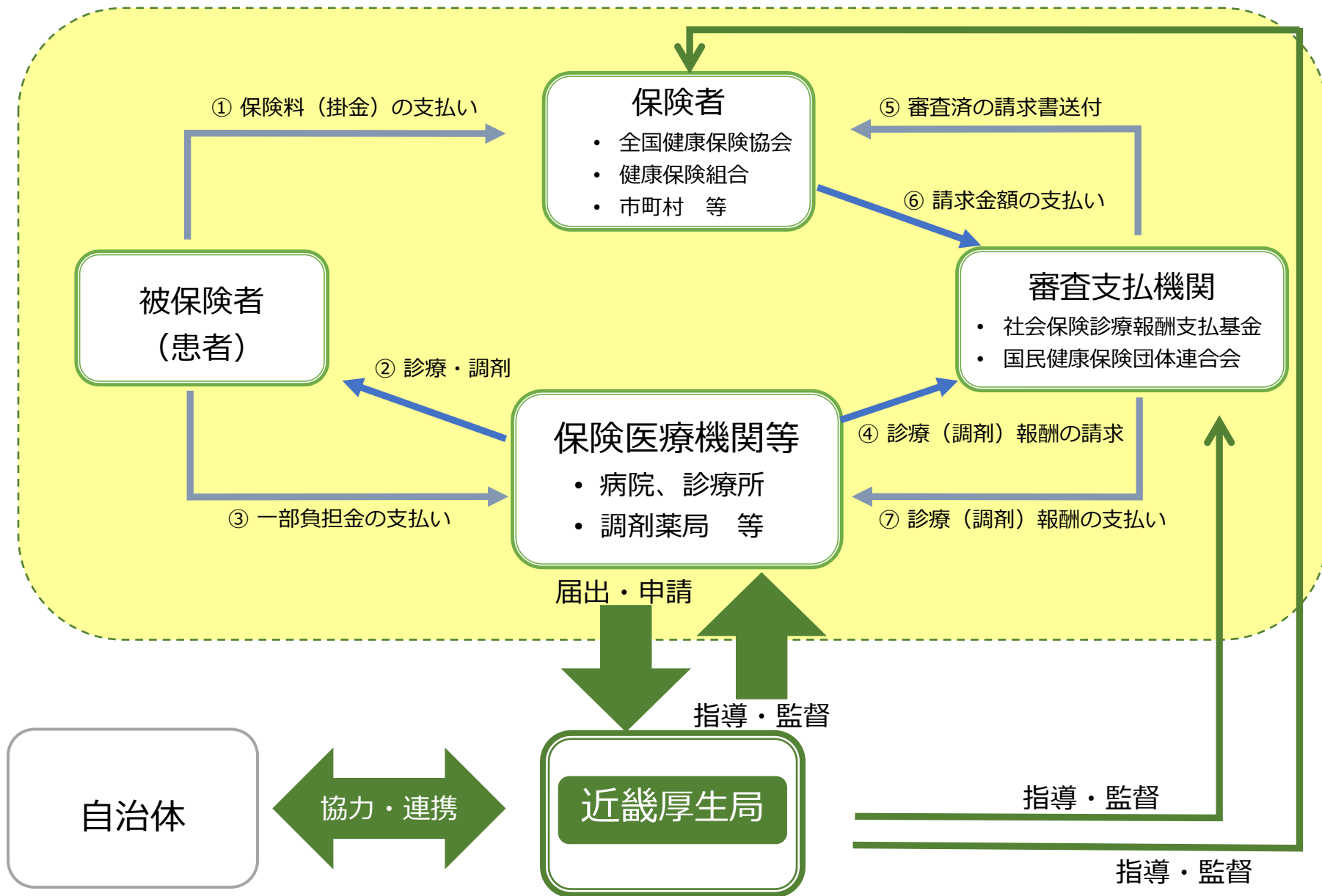
【保険者に対する指導・監督】

- 健康保険組合への指導・監督
- 全国健康保険協会支部への立入検査
- 府県、市町村、国民健康保険組合への指導
- 後期高齢者医療広域連合への指導

医療費の適正な執行のため、保険医療機関などから請求された医療費の審査や支払を行う国民健康保険団体連合会や社会保険診療報酬支払基金支部に対する指導・監督も行っています。



《参考》保険診療（保険調剤）の仕組み、近畿厚生局と保険医療機関等との関係



■ 受領委任制度に参加する柔道整復師やあはき師に対する指導・監督

柔道整復師やあはき師から健康保険が適用される施術を受けた場合には、本来、患者が費用の全額（10割）を支払った後、自ら保険者へ請求を行い保険者負担分（7割など）の支給を受ける「償還払い」が原則です。

ただし、患者の経済的な負担や事務的な労力の軽減を図ることを目的として、患者が自己負担分（3割など）を施術者に支払い、施術者が患者に代わって残りの費用（保険者負担分）を保険者に請求する「受領委任制度」というものがあります。

施術者は、申出によりこの制度に参加することができますが、一定のルールに基づいた施術や費用の請求を行うことが必要です。

近畿厚生局では、この制度に参加を希望する柔道整復師やあはき師に係る登録・承諾の手続きやその後の指導・監督を行っています。



あはき師とは

あん摩マッサージ指圧師、
はり師、
きゅう師のこと。



■ 特定機能病院や臨床研究中核病院に対する立入検査

特定機能病院とは、高度の医療を提供することができる国の承認を受けた病院であり、一般的な病院の診療と役割を分担するために設けられました。

また、臨床研究中核病院とは、日本発の革新的な医薬品や医療技術などの開発を推進するために、国際水準の臨床研究の中心的な役割を担う国の承認を受けた病院です。

近畿厚生局では、この特定機能病院や臨床研究中核病院に対し、医療安全や臨床研究の実施体制が適切であるか、立入検査を行っています。

特定機能病院・臨床研究中核病院（2026年4月1日現在）

	病 院 名
福井県	福井大学医学部附属病院
滋賀県	滋賀医科大学医学部附属病院
京都府	京都大学医学部附属病院（兼 臨床研究中核病院） 京都市立医科大学附属病院
大阪府	大阪大学医学部附属病院（兼 臨床研究中核病院） 国立循環器病研究センター 大阪国際がんセンター 大阪公立大学医学部附属病院 大阪医科薬科大学病院 関西医科大学附属病院 近畿大学病院
兵庫県	神戸大学医学部附属病院（兼 臨床研究中核病院） 兵庫医科大学病院
奈良県	奈良県立医科大学附属病院
和歌山県	和歌山県立医科大学附属病院



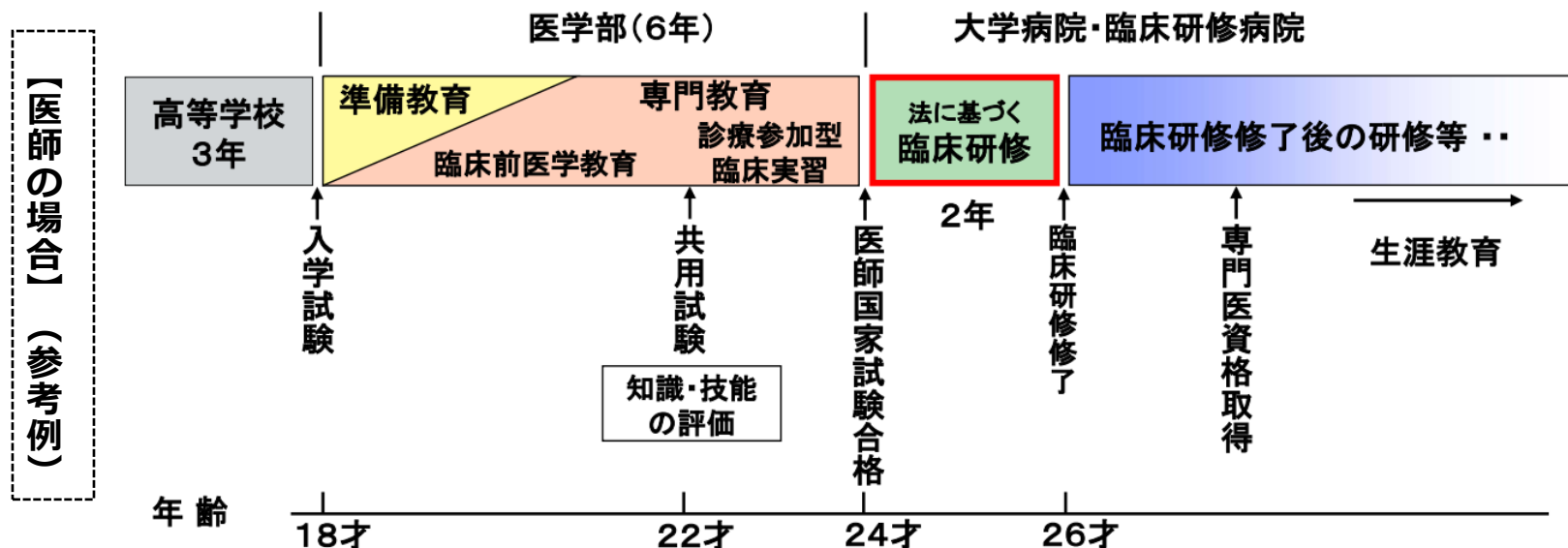
■ 医師や歯科医師の臨床研修に関する事務

臨床研修とは、医師や歯科医師の国家試験合格者が、基本的な診療能力の修得を目的として行う研修制度です。

将来、専門とする分野にかかわらず、基本的な診療能力を身につけることができるよう、医師は2年以上、歯科医師は1年以上の臨床研修が必修です。

近畿厚生局では、臨床研修を修了した医師や歯科医師への登録証の交付に関する事務や、医師の臨床研修を実施する病院への補助金の交付に関する事務のほか、新たに歯科医師の臨床研修を実施する施設からの新規申請などの審査を行うとともに、歯科医師の臨床研修施設への実地調査を行っています。

※ 令和2年4月1日より、医師臨床研修においては、臨床研修病院の指定など一部権限を都道府県に移譲しています。



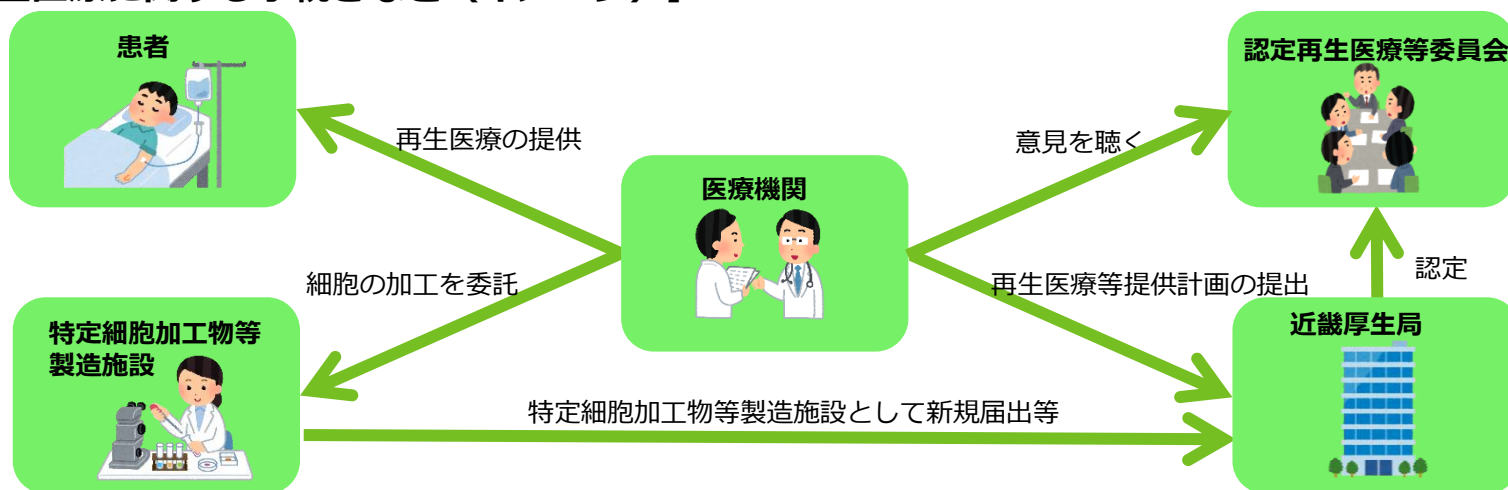
■ 再生医療の提供に関する手続・相談

再生医療とは、病気やけがで損なわれた臓器や組織の働きを再生させるため、加工された細胞を体に移植する医療のことです。

これまで、有効な治療法がなかった疾患の治療ができるようになるなど期待が高い一方、新しい医療であることから、安全性を確保する必要があるため、再生医療を提供する医療機関は、「認定再生医療等委員会」の意見を聴いたうえで、「再生医療等提供計画」を厚生労働省に提出することが義務づけられています。

近畿厚生局では、「認定再生医療等委員会」の認定、「再生医療等提供計画」の受理、新たに細胞の加工を行う施設からの新規届出の審査などを行っています。

【再生医療に関する手続きなど（イメージ）】



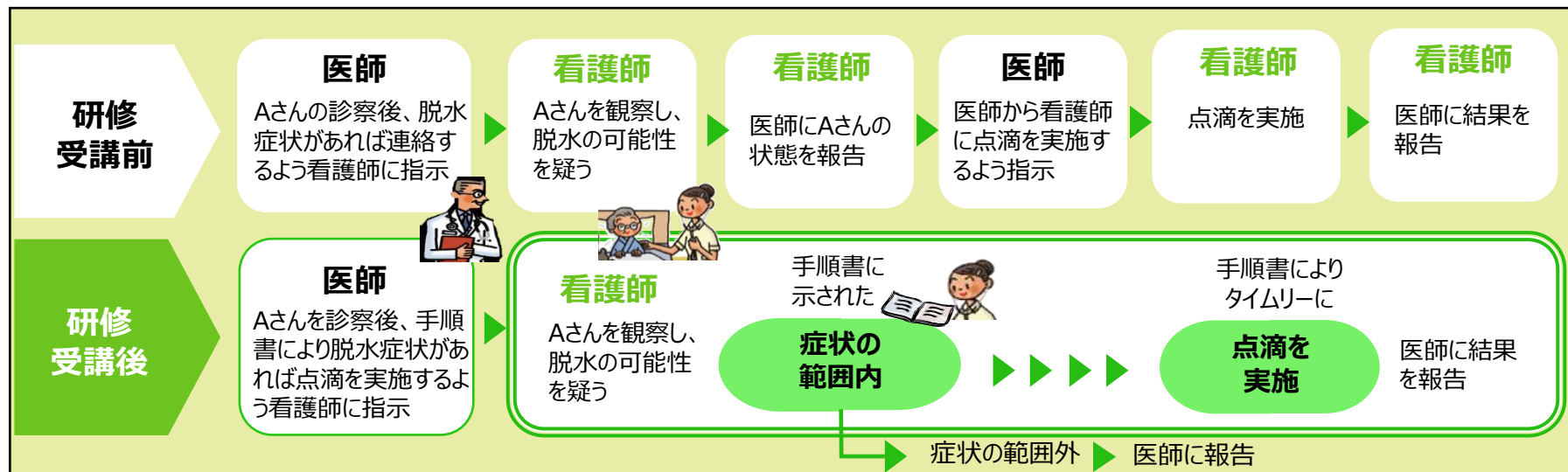
■ 看護師の特定行為研修の指定研修機関の指定に関する審査・指導

在宅医療の推進を図るため、より高度かつ専門的な知識と技能を持つ看護師の活躍が期待されています。

このため、実践経験のある看護師が厚生労働大臣の指定した指定研修機関の研修を受講することにより、医師や歯科医師の判断を待たずに診療の補助の一部である「特定行為」(38行為)を行うことができるようになりました。

近畿厚生局では、特定行為研修を実施する機関に対する指導や特定行為研修を修了した看護師に関する報告書の受理などを行っています。

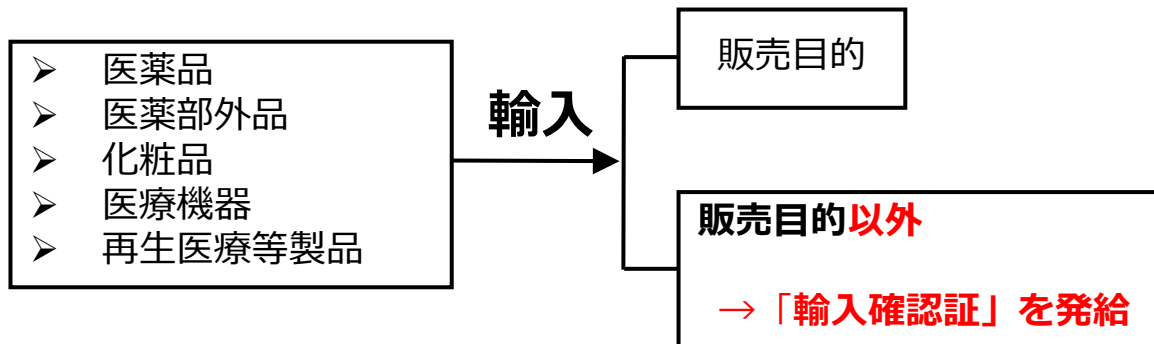
(参考) 特定行為の実施の流れ (在宅療養中の脱水をくり返す患者Aさんの例)



■ 医薬品などの輸入監視

国内で販売の許可を受けていない医薬品、化粧品、医療機器などが違法に海外から流入することを未然に防ぐために輸入監視を行っており、販売を目的としないことが確認できた申請に対して「輸入確認証」を発給しています。（一部例外※を除く。）

近畿厚生局では、名古屋・大阪・神戸・門司・長崎・沖縄の各税関にて輸入されるものを管轄しています。



※ 販売目的以外でも輸入確認を必要としない例

・ 個人輸入の場合

医薬品	2ヶ月分以内（処方箋医薬品は1ヶ月分）
家庭用医療機器	1セット
化粧品	1品目24個以内